

第 8 期北広島町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

概要版

**令和 3（2021）年 3 月
北広島町**

1 計画策定の趣旨

本町の高齢者人口は減少傾向にありますが、総人口に占める割合は上昇傾向にあり、今後は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、人口構造が変化し、介護や福祉、在宅医療のニーズが増大することが見込まれます。

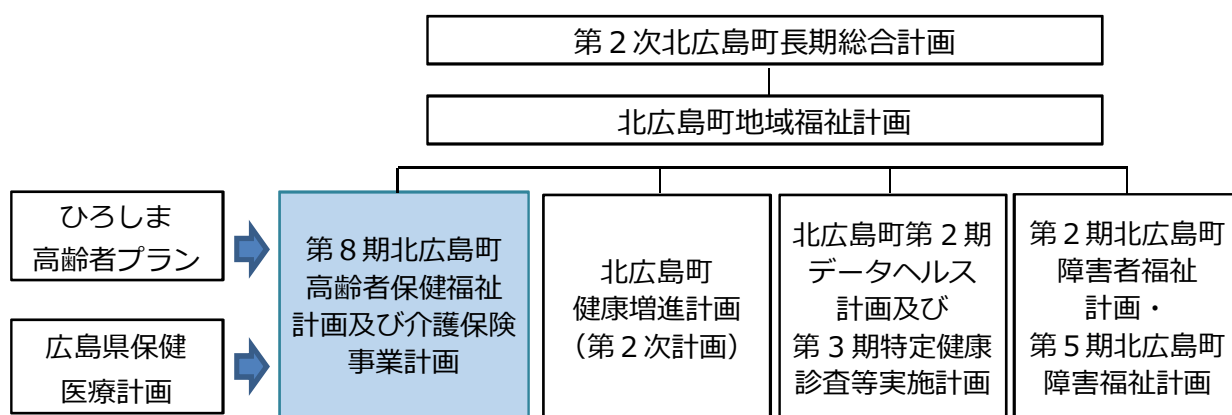
また、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化、所得格差の広がりなどを背景として福祉課題は多様化・複雑化しています。

本町では、「第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第7期計画」という。）を策定し、令和7（2025）年に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進させ、高齢者一人一人が尊厳を保ち、住み慣れた地域で自分らしく自立していきいきと生活できるまちづくりを進めてきました。

この度、第7期計画の施策の実施状況を評価し、国や県の動向、各種調査、地域の課題を踏まえ、令和7（2025）年に向けてめざす方向性は継続しつつ、さらに団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年を見据え、「第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しました。



3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。

また、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、地域の介護・福祉需要等を踏まえて計画を策定しました。

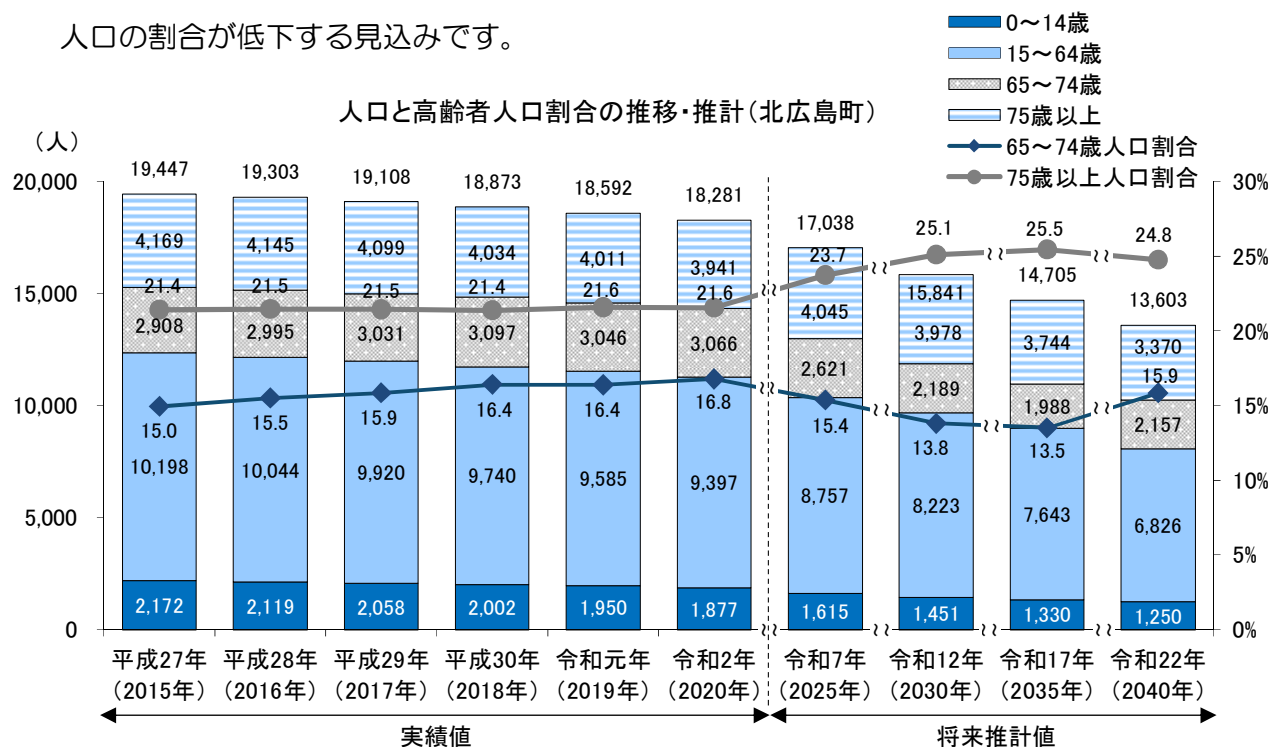
平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	～	令和 22年度 (2040)
令和 7(2025)年を見据える						令和 22(2040)年を見据える				
第7期計画									～	
			第8期計画							
						第9期計画				

4 高齢者を取り巻く状況

(1) 本町の人口の推移と高齢者人口割合の推移

本町の総人口、高齢者人口ともに減少傾向にあり、人口に占める65～74歳人口の割合は令和2（2020）年まで上昇し、令和7（2025）年に一旦低下しますが、団塊ジュニアが高齢者となる令和22（2040）年に再び上昇すると推計されます。

75歳以上の後期高齢者人口の割合は20%を超えた値で推移してきましたが、令和7（2025）年から令和17（2035）年にかけて大きく上昇し、65～74歳の前期高齢者人口の割合が低下する見込みです。

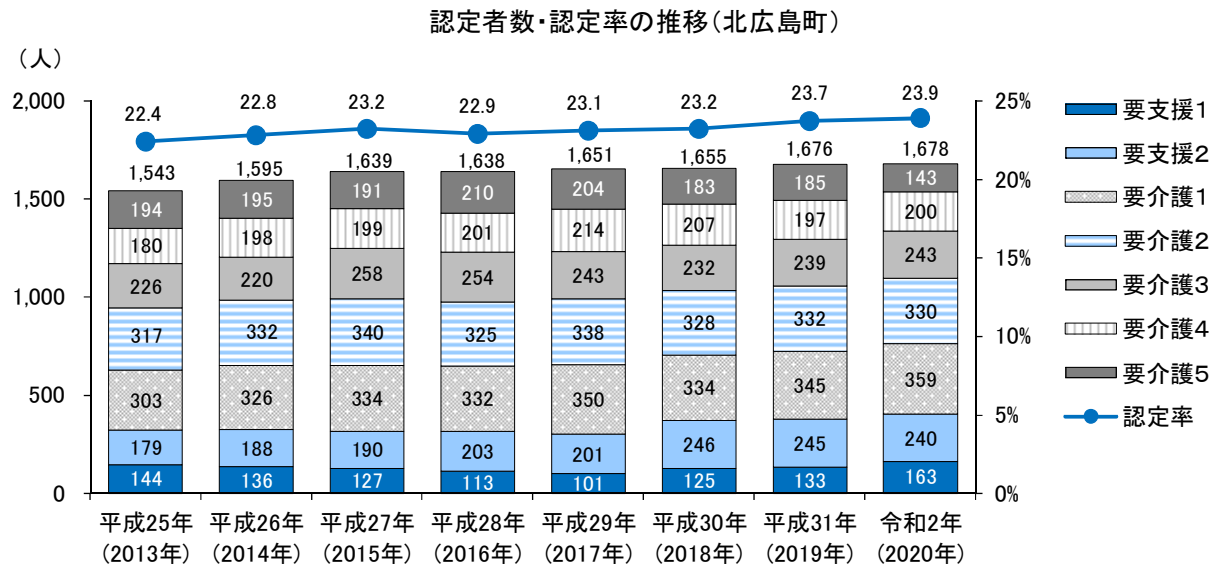


(2) 要支援・要介護認定者の状況

後期高齢者人口の増加に伴い、認定者数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年3月末時点で1,678人となっており、平成27（2015）年3月末と比較すると2.4%増加しています。

増加率は要支援1・2の認定者数が最も高く、20%以上の増加となっています。

認定率は、直近では23%台でやや上昇しており、広島県や全国と比較すると高い値で推移しています。



資料：平成25(2013)年～平成30(2018)年厚生労働省介護保険事業状況報告（年報・3月末時点）・平成31(2019)年・令和2(2020)年厚生労働省介護保険事業状況報告（月報・3月末時点）

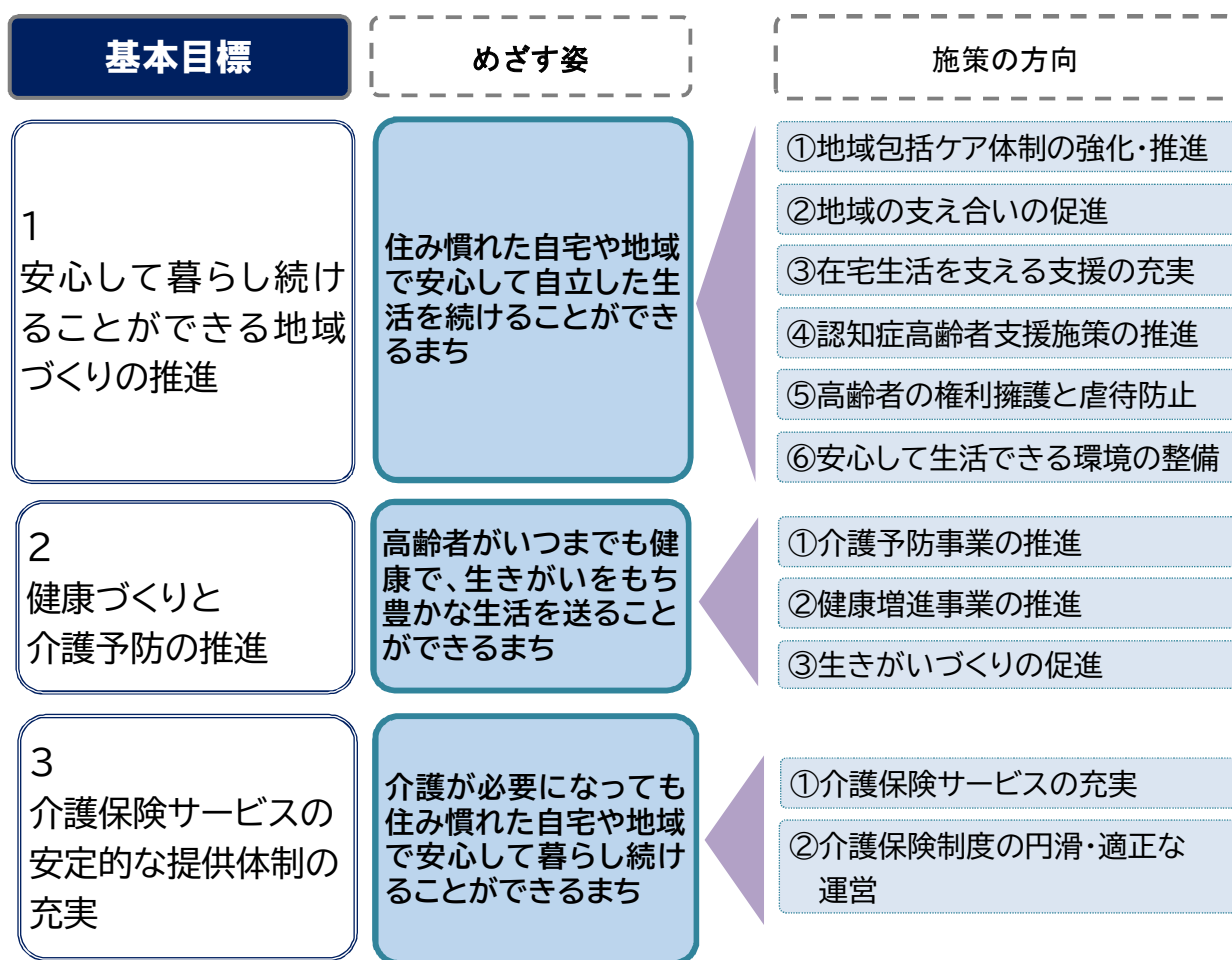
5 計画の体系

基本理念

心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

～高齢者が住み慣れた自宅や地域で

安心して暮らし続けることができる～



6 施策の展開

1 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進	
① 地域包括ケア体制の強化・推進	(1) 医療と介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 地域ケア会議の充実
② 地域の支え合いの促進	(1) 包括的な支援体制の充実 (2) 地域共生社会の実現をめざした人材の育成
③ 在宅生活を支える支援の充実	(1) 生活支援サービスの充実 (2) 地域見守り事業の推進 (3) 住宅・生活環境の整備
④ 認知症高齢者支援施策の推進	(1) 認知症に関する理解の促進と支え合う体制づくり (2) 認知症予防の推進 (3) 医療・介護サービスと介護者への支援の充実
⑤ 高齢者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待防止の推進
⑥ 安心して生活できる環境の整備	(1) 災害対策に係る体制整備 (2) 感染症対策に係る体制整備 (3) 生活環境の整備
2 健康づくりと介護予防の推進	
① 介護予防事業の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2) 一般介護予防事業の推進
② 健康増進事業の推進	(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 (2) 高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な提供
③ 生きがいづくりの促進	(1) 高齢者の就労的活動の促進 (2) 高齢者の参加の場の推進
3 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実	
① 介護保険サービスの充実	(1) 居宅介護サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの充実 (3) 施設サービスの充実
② 介護保険制度の円滑・適正な運営	(1) 介護給付の適正化 (2) 介護人材の確保・定着と業務効率化の推進 (3) 介護保険サービスの質の確保

7 計画の目標一覧

指標	現状	目標 令和5年度 (2023)	出典
計画全体の成果指標			
幸せだと感じている人 (幸福度の点数が8点以上の高齢者)	45.2%	増やす	二一ズ調査
高齢になっても自宅での生活を安心して継続 できる地域だと思える人 (「思う」+「どちらかという思う」と回答し た高齢者)	50.1%	増やす	二一ズ調査
基本目標1 安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進			
地域における支え合いを感じている人 (「感じるができる」+「どちらかといえ 感じるができる」と回答した高齢者)	66.3%	増やす	二一ズ調査
相談体制に満足している人 (「満足している」+「どちらかという満足し ている」と回答した高齢者)	51.0%	増やす	二一ズ調査
認知症に関する窓口を知っている人	38.0%	増やす	二一ズ調査
基本目標2 健康づくりと介護予防の推進			
75～84歳の人の要介護1～5認定率 (75～84歳要介護1～5認定者数/75～84歳人 口)	7.8%	現状維持	介護保険 事業状況報告 住民基本台帳人口
健康だと感じている人 (「とてもよい」+「まあよい」と回答した高齢 者)	82.2%	増やす	二一ズ調査
基本目標3 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実			
過去1年間に、介護のために退職した主な介護 者	5.3%	0%	在宅介護 実態調査
現在の生活を継続していくにあたって、主な介 護者が不安を感じる介護等がないと回答した 割合	10.6%	増やす	在宅介護 実態調査

8 介護保険料

本町の第8期介護保険事業計画期間の介護保険料は、次のとおりとします。

第1号被保険者 保険料基準月額	6,803 円
--------------------	---------

第8期計画 所得段階	区 分	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、町民税世帯非課税の方 町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50 ※(0.30)	3,402 (2,041)	40,820 (24,500)
第2段階	町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 × 0.75 ※(0.50)	5,103 (3,402)	61,230 (40,820)
第3段階	町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.75 ※(0.70)	5,103 (4,763)	61,230 (57,150)
第4段階	被保険者本人が町民税非課税でかつ前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方（世帯の中に町民税課税者がいる場合）	基準額 × 0.85	5,783	69,400
第5段階 保険料基準額	被保険者本人が町民税非課税でかつ前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える方（世帯の中に町民税課税者がいる場合）	基準額 × 1.00	6,803	81,640
第6段階	被保険者本人が町民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	8,164	97,970
第7段階	被保険者本人が町民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	基準額 × 1.30	8,844	106,130
第8段階	被保険者本人が町民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	基準額 × 1.50	10,205	122,460
第9段階	被保険者本人が町民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.70	11,566	138,790

※低所得者の第1号保険料の軽減強化による別枠での公費の投入により、保険料率が第1段階は0.5から0.3に、第2段階は0.75から0.5に、第3段階は0.75から0.7に軽減される。

9 計画の推進

(1) 計画の推進と協働

庁内の関係部署が連携を強化し、一体となり計画を推進します。

また、地域包括支援センター、保健・医療・福祉の事業者や機関・団体、地域を支える人々のネットワーク、行政、そして家庭の連携が欠かせません。

多様な手法や機会を活用し、強い仲間意識を持ち、協働による取組を総合的に推進し、計画の実現をめざします。

(2) 住民参画による計画の推進

介護保険制度や保健・医療・福祉に関する制度やサービス、生きがい活動に関する情報などを提供するとともに、ボランティアなどの意識の高揚や、高齢者自らを含めて地域住民で地域社会を支えるという考えの浸透を図ることが重要です。

また、広く住民参画を呼びかけるとともに、学校での福祉教育や生涯学習、様々な会合・イベントの場を通じ、住民の協力を求めます。

(3) 県、周辺自治体との連携

広島県や周辺自治体と様々な情報交換や相互の指導・支援などを促進させ、実効性のある施策の展開を図り、計画の実現を推進します。

また、計画の推進にあたっては、広島県及び周辺自治体と連携を図ります。

(4) 財政状況、社会経済状況への的確で柔軟な対応

介護保険や高齢者福祉に関わる費用の適正化を図り、必要な財源の確保に努めながら可能な限り計画の目標達成に努めます。

(5) 計画の点検

目標値が達成できるよう、関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理を行います。

また、定期的に計画の点検を行い、目標値や計画内容の進捗状況を把握し、健全な介護保険制度の運営が行われるように努めます。

第8期北広島町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
TEL:050-5812-1853 FAX:0826-72-5242